

第三セクター等改革推進債の実績と実態

20120720

赤井伸郎（大阪大学大学院国際公
共政策研究科）

akai@osipp.osaka-u.ac.jp

ベースとなる論文は、金坂成通（株）PHP研究所）との
共著である。

本稿でいいたいこと

- ◆ 自治体本体では、借金はないというけれど、外郭団体(地方公社、第三セクターなど)で、いっぱいあるのでは？
- ◆ バブルの再来は無いわけだし、時代の変化にあわないものは、今のうちに健全化を進める必要があるのでは？
- ◆ => 将来負担比率でチェックします！(総務省)
- ◆ (担当者)破たんなど処理をしたいけど、お金がない！
- ◆ では、抜本的な処理を行うなら、起債を認めましょう！

=> その結果、何が起きたの？

=> 効果は出ているの？ 効果の中身は？

=> 住民サービスは？ => 引き続き検証が必要！

問題意識 1/2

- ◆ 現在、全国には、経済状況の変化により、経営が大きく悪化している、公営企業・地方公社・第三セクターが多い。
- ◆ その存在意義を見直し、廃止・清算や、負債の大幅な整理を伴う業務の廃止・事業の再生等の抜本的な改革を行うことが急務。
- ◆ 自治体財政健全化法の全面施行(平成21年4月1日)から5年以内に第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、平成21年度から25年度までの時限措置として、第三セクター等改革推進債が創設された。
- ◆ この措置によって、財源不足により、組織の廃止など抜本的な改革を先送りしてきた団体にメスを入れることができるようになった。第三セクター等、住民から目の届きにくいところで増幅していた隠れ借金が公開され、中長期的には地方公共団体の財政負担の軽減につながることが期待される。

問題意識 2/2

- ◆ 加えて、財政の健全化だけではなく、公共サービスの質の改善も期待される。土地開発公社の不良資産問題など、放置すれば拡大していく外郭団体の赤字問題に対して、その組織を抜本的に見直し、サービス向上につながっているのであれば、その貢献は高いと思われる。
- ◆ 実際に、三セク改革債を活用して、組織の抜本的改変を行う自治体が続出しており、この制度は活用されている。
- ◆ 一方、「第三セクター等改革推進債」が、どの様な自治体・理由で発行されているのか(実態)、また、適切・効果的に発行され、社会に役立っているのか(評価)についての研究は全く行われていない。
- ◆ 財政状況が厳しい中、過去に積み上げられた負債の在り方、資産の有効活用に向けた情報収集は、喫緊の課題。

本稿の分析

- ◆ 1. 実際に発行された額を概観
- ◆ 2. 財政規模との関係を探る
- ◆ 3. 「効果」についての事例を紹介
- ◆ 4. 要因分析

⇒本稿では、いくつかの事例研究と、自治体の状況や地域経済データなどを用いた実証研究により、三セク債の発行実態とその効果の分析を行う。

三セク債に至る経緯

- ◆ 総務省「債務調整等に関する調査研究会」
 - 提言『第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進に関する報告書』（平成20年12月）
- ◆ 地方財政法の改正、自治体財政健全化法の全面施行（平成21年4月1日）から5年以内に第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、平成21年度から25年度までの時限措置として、第三セクター等の整理・再生のための一定の経費を、地方議会の議決、総務大臣または都道府県知事の認可等の手続きを経て地方債の対象とできることとする特例措置（第三セクター等改革推進債）が創設。

三セク債許認可申請の手続き 1/4

- ◆ 第三セクター改革推進債の許認可については、地方自治法250条の2、自治体に対して許認可に権限がある場合は、基準を定めて公表せよとある。
- ◆ 「地方債同意基準」(平成23年度地方債同意基準 平成23年総務省 告示第141号)
- ◆ 三セク債に関してその21頁より、以下のとおり定められている。
- ◆ 「2 第三セクター等改革推進債
 - 第三セクター等改革推進債については、議会の議決を得て公営企業の廃止、土地開発公社若しくは地方道路公社の解散若しくは業務の一部の廃止又は損失補償を行っている法人等の解散若しくは事業の再生に取り組む地方公共団体であって、その財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める率項を定めた計画を作成し、将来の財政の健全な運営に資する改革を行うと認められる地方公共団体に係る地財法第33条の5の7第1項各号に掲げる経費を対象とするものとする。」

三セク債許認可申請の手続き 2/4

- ◆ しかし、この「同意基準」だけでは詳細を定められないため、「運用要綱」を副大臣が定めている。「【別紙】一般事業（第三セクター等改革推進債）」
 - 引用「3第三セクター等改革推進債に係る許可申請の方法等については、別途通知によらねたいこと。」
- ◆ 資料「平成〇年度の一般事業（第三セクター等改革推進債）に係る許可申請の方法等について」
(各年度4月 総務省自治財政局公営企業課)

三セク債許認可申請の手続き 3/4

◆「事務連絡 許可申請の方法等について」

- 「都道府県分及び政令指定都市分にあつては、(中略)別記様式第二号及び別記様式第三号により総務大臣に申請すること。」
- 「市町村分にあつては、総務大臣が各市町村の属する都道府県ごとに許可予定額を通知し、当該都道府県知事が総務大臣から通知された許可予定額の範囲内で各市町村ごとに許可額を定め、第三セクター等改革推進債起債許可に係る協議書(第1-2号様式)により都道府県知事から総務大臣に協議すること。」
- 「市町村が第三セクター等改革推進債の起債を予定する場合には、各都道府県において取りまとめた(1)の資料及び各市町村から提出された(2)~(5)の資料を提出すること。」

三セク債許認可申請の手続き 4/4

◆ 申請・協議の際に用いられる様式

- (1) 第三セクター等改革推進債起債予定額一覧(第1号様式)
- (2) 第三セクター等改革推進債の発行により見込まれる財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、実質公債費比率及び将来負担比率を抑制するために必要な措置、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の翌年度及び翌々年度の見通し等が確認できる資料(第2号様式)
- 他(3)～(5)

第1号様式

第1号様式

第三セクター等改革推進債起債予定額一覧

区分	団体コード (1)	団体名 (2)	第三セクター等 の改革に係る 所要額 (3)	公営企業又は公社 の資産の処分をもって 充てることができる と見込まれる金額 (4)	(3) - (4) (5)	左の財源内訳	
						地方債 (6)	一般財源 (7)
1	59	大阪市	42,414.0		42,414.0	16,400.0	26,014.0
2							

(単位: 百万円、%、年)

左の財源内訳		借入条件				備考
地方債 (6)	一般財源 (7)	借入先 (8)	年利率 (9)	償還期間 (10)	左のうち 据置期間 (11)	
16,400.0	26,014.0	市場公募	2.2%	10年(満期一括償還)		

第2号様式(抜粋) 1/2

第2号様式

【第三セクター等改革推進債の許可に係る財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来見込み】

都道府県名	大阪府
対象法人、公営企業会計等名	

- (注1) 網掛け部分に必要な事項を記入すること。
(注2) 各項目につき、必要に応じて資料を付すこと。

1. 地方財政法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果

別紙のとおり

- (注) 地方財政法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為が、当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資することを確認する必要があることから、当該第三セクター等に係る改革を行わない場合と比較して、当該地方公共団体の将来の財政負担がいくら軽減されるのか等について、可能な限り具体的かつ定量的に記入すること。

第2号様式(抜粋)2/2

(2) 将来負担比率

① 将来負担比率を抑制するために必要な措置

一般会計起債発行額の削減

- これまでも、公共事業を減少させてきたことにより、起債の新規発行の抑制を行ってきた。
- 将来見通しについても、市政改革基本方針(数値目標:18~22年度 市債発行額▲714億円)の22年度見直し計画額で算定をし、一般会計起債発行額(臨時財政対策債を除く)については、
22年度:780億円、23年度:770億円とし、
24~26年度:730億円(▲40億円の圧縮)
27年度以降:680億円(さらに▲50億円の圧縮)
を行い、引き続き起債の発行を抑制し、将来の起債残高の圧縮に努める。

② 将来の見通し

区 分	第三セクター等改革推進債 発行年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
将来負担比率	250	250	250	240	230	210

(注) 第三セクター等改革推進債の償還が終了する年度まで記入すること。

第三セクター改革推進債の許可額 H21年度

平成21年度

(単位:百万円、年)

総務省No	都道府県	市町村	対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
1	長野県	—	長野県病院事業会計	廃止(独法化)	6400.0	10
2	—	大阪市	(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	更正	16400.0	10
	都道府県・政令市合計				22800.0	
3	北海道	稚内市	(株)稚内シーポートプラザ	特別清算	1762.6	10
4	青森県	むつ市	用地造成事業会	廃止	1367.9	10
5	千葉県	東金市	組合立国保成東病院	廃止(独法化)	365.4	10
6	千葉県	山武市	組合立国保成東病院	廃止(独法化)	678.6	10
7	千葉県	九十九里町	組合立国保成東病院	廃止(独法化)	163.0	10
8	大阪府	松原市	病院事業会計	廃止	3216.4	15
9	大阪府	泉佐野市	宅地造成事業会	廃止	6575.0	30
10	香川県	観音寺市	産業団地造成事業特別会計	廃止	185.0	5
11	香川県	坂出市	土地区画整理事業特別会計	廃止	425.0	10
12	香川県	坂出市	臨海部土地造成事業特別会計	廃止	875.0	10
	市町村分計				15613.9	
	合計				38413.9	

11団体12事業

第三セクター改革推進債の許可額 H22年度 1/2

平成22年度

総務省No	都道府県	市町村	対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
1	茨城県	-	茨城県住宅供給公社	破産	38077.4	15
2	神奈川県	-	(社)かながわ森林づくり公社	清算計画	8499.0	10
3	神奈川県	-	(財)神奈川県産棄物処理事業団	破産	1159.0	10
4	富山県	-	土地開発公社	解散	2140.0	10
5	岡山県	-	(社)農地開発公社	清算計画	1444.0	10
6	-	千葉市	土地開発公社	解散	12500.0	20
7	-	名古屋市	名古屋臨海高速鉄道(株)	事業再生ADR	12461.0	10
8	-	名古屋市	城西病院会計	廃止(譲渡)	2191.0	10
9	-	大阪市	土地開発公社	解散	15239.0	10
					93710.4	
10	北海道	釧路市	土地開発公社	解散	1933.0	15
11	北海道	江別市	土地開発公社	解散	2700.0	15
12	北海道	余市町	土地開発公社	解散	77.4	10
13	北海道	白老町	土地開発公社	解散	263.4	10
14	北海道	白老町	工業団地造成事業会計	廃止	787.2	10
15	北海道	白老町	臨海部土地造成事業会計	廃止	989.4	10

第三セクター改革推進債の許可額 H22年度 2/2

16	岩手県	北上市	土地開発公社	解散	9681.0	30
17	宮城県	美里町	土地開発公社	解散	615.1	10
18	茨城県	古河市	(財)住宅公社	破産	4907.0	15
19	茨城県	高萩市	(財)住宅公社	破産	4678.2	20
20	神奈川県	三浦市	土地開発公社	解散	10850.0	30
21	富山県	富山市	土地開発公社	一部廃止	4435.7	10
22	石川県	白山市	(株)セイモア内尾	特別清算	228.6	6
23	大阪府	貝塚市	土地開発公社	解散	2100.0	15
24	大阪府	泉佐野市	市立泉佐野病院 事業会計	廃止(独法化)	4350.0	30
25	大阪府	河内長野市	土地開発公社	解散	1902.3	10
26	大阪府	阪南市	土地開発公社	解散	878.8	10
27	兵庫県	加古川市	病院事業会計	廃止(独法化)	2383.2	10
28	奈良県	奈良市	宅地造成事業費 特別会計	廃止	1455.8	10
29	広島県	三原市	土地開発公社	解散	3281.2	10
30	高知県	高知市	土地開発公社	解散	5970.0	15
31	佐賀県	上峰町	工業用地取得造 成分譲特別会計	廃止	150.0	10
	市町村分計				64617.3	
	合計				158327.7	

27団体31事業

第三セクター改革推進債の許可額 H23年度

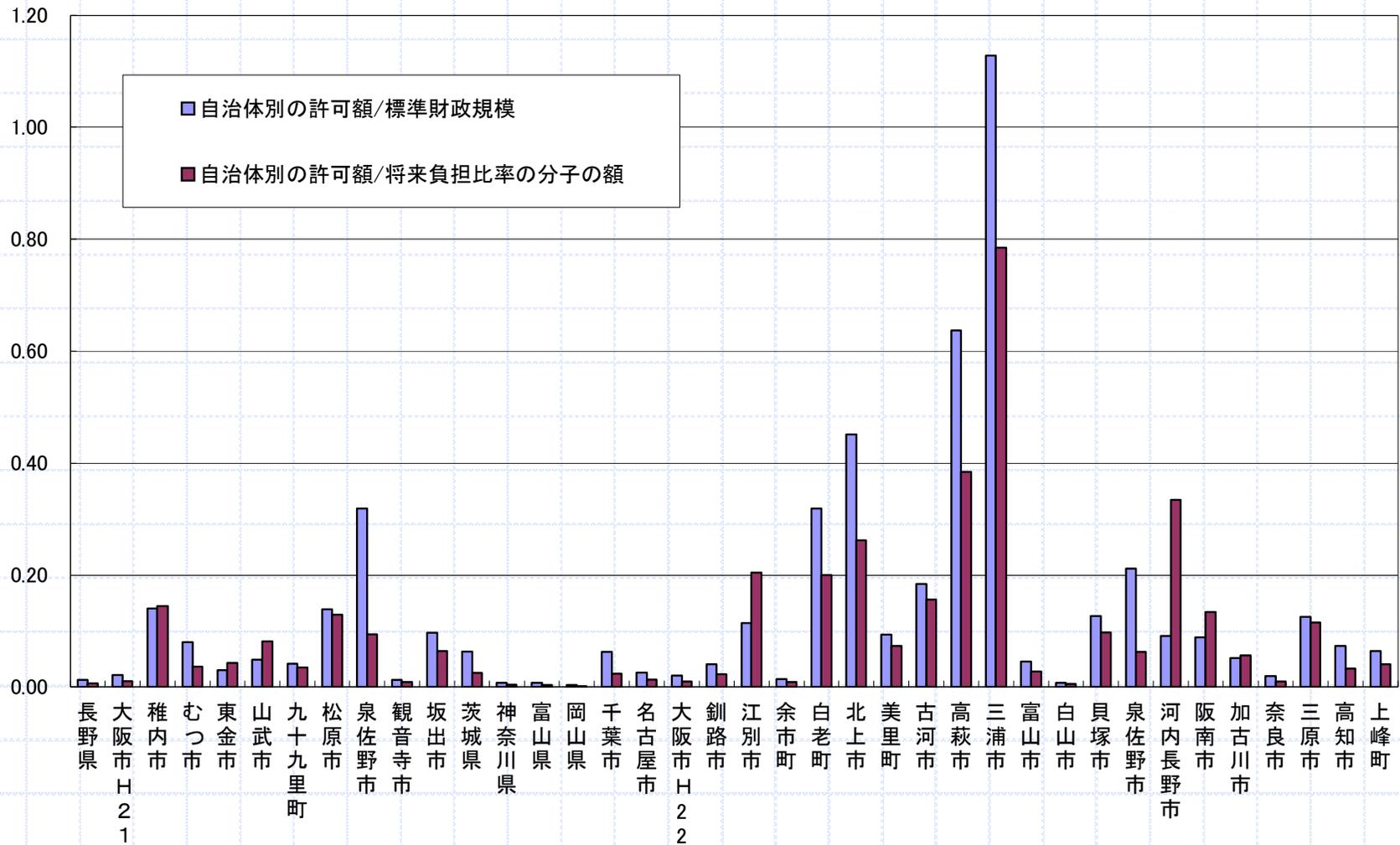
平成23年度

(単位:百万円、年)

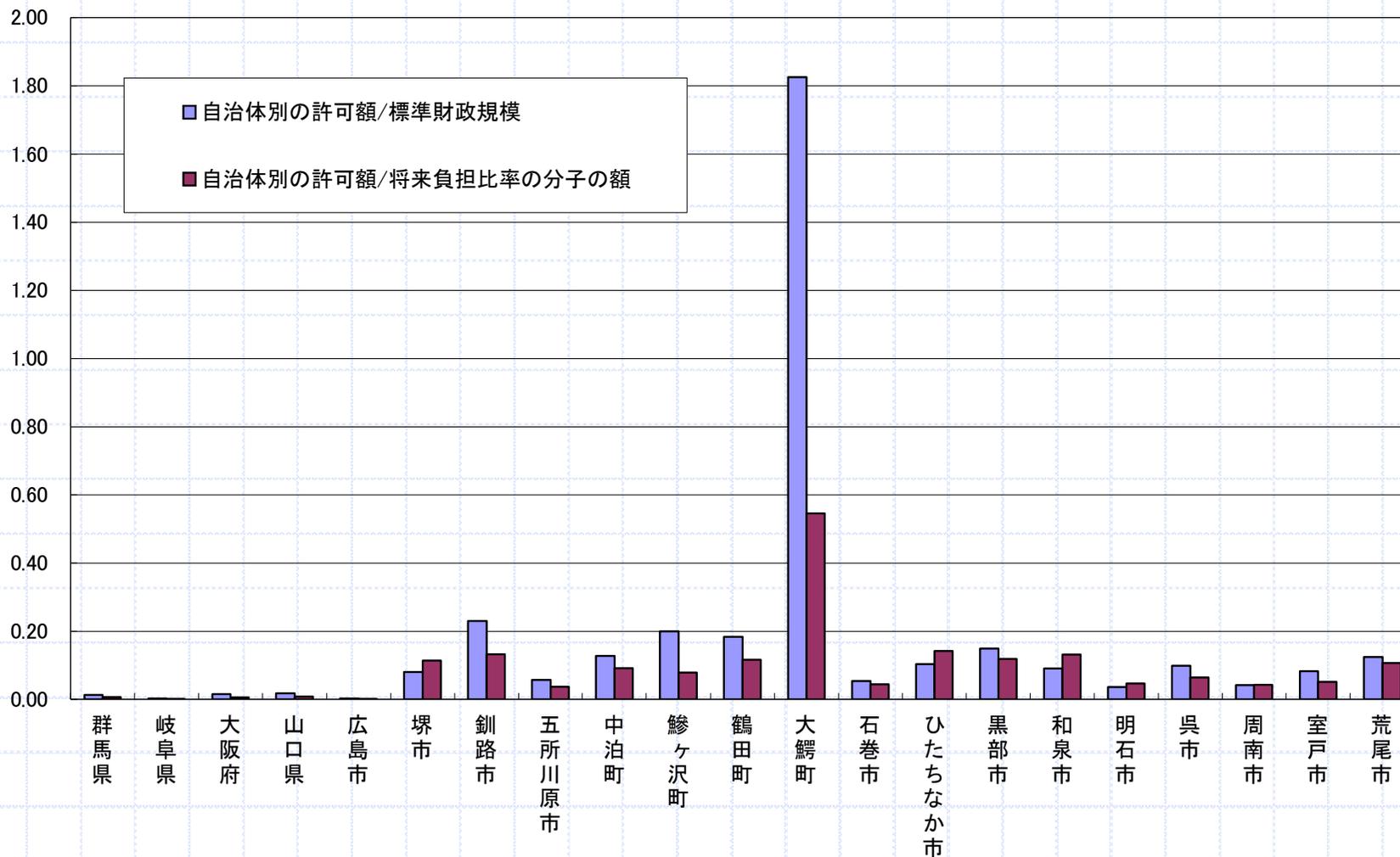
総務省No.	都道府県	市町村	対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
1	群馬県		(社)林業公社	再生手続	5239.0	10
2	岐阜県		道路公社	解散	799.5	10
3	大阪府		地域整備事業	廃止	23766.0	20
4	山口県		土地開発公社	解散	4273.4	10
5	山口県		道路公社	解散	2147.4	10
6	-	広島市	(株)広島市産業情報サービス	特別清算	600.0	10
7	-	堺市	病院事業	廃止(独法化)	14000.0	10
	都道府県・指定都市合計				50825.3	
8	北海道	釧路市	(株)釧路振興公社	特別清算	10918.0	15
9	青森県	五所川原市	公立金木病院	廃止(広域連合)	942.0	10
10	青森県	中泊町	公立金木病院	廃止(広域連合)	628.0	10
11	青森県	鱒ヶ沢町	町立中央病院	廃止(広域連合)	975.0	15
12	青森県	鶴田町	町立中央病院	廃止(広域連合)	700.0	10
13	青森県	大鰐町	大鰐地域総合開発(株)	破産	3811.0	30
14	青森県	大鰐町	(財)大鰐町開発公社	破産	2806.0	30
15	宮城県	石巻市	石巻地区土地開発公社	解散	2146.8	10
16	茨城県	ひたちなか市	(財)ひたちなか市住宅・都市サービス公社	事業再生ADR	2903.3	15
17	富山県	黒部市	土地開発公社	解散	1730.0	10
18	大阪府	和泉市	土地開発公社	解散	2835.0	15
19	兵庫県	明石市	病院事業	廃止(独法化)	1928.9	10
20	広島県	呉市	交通事業	廃止	5700.0	10
21	山口県	周南市	土地開発公社	解散	1518.0	10
22	高知県	室戸市	土地開発公社	解散	460.3	10
23	熊本県	荒尾市	競馬事業	廃止	1360.0	10
	市町村合計				41362.3	
	合計				92187.6	

21団体23事業

基準化した第三セクター等推進債許可額(平成21,22年度)



基準化した第三セクター等推進債許可額(平成23年度)



三セク債発行の「効果」とは

- ◆ 三セク債は発行されてから日が浅いため、実際の効果を現実のデータから検証することはできない。
⇒予想される効果を検討することにする。
- ◆ 二つの「効果」が考えられる。
 - 直接的な効果＝借り換えによる、借金や資産の明示、金利の圧縮による財政健全化効果
 - ◆ 各許可団体において、許可申請時に実質公債費比率、将来負担比率等の将来見通しが提出されているものの、より詳細な効果は明示されていない。また、金利の詳細は許可申請書類の必要事項ではなく、把握が困難である。
 - 間接的な効果＝組織が改革されることによる公共サービスの質の改善があげられる。
 - ◆ ただし、この情報も公表されていない。
- ◆ 以下では、独自入手した資料を下に、前者の効果を整理する。

各団体の「効果」予測を調査する方法

- ◆ 各団体が許可申請を行う際、協議に用いられた
 - 「第1号様式 第三セクター等改革推進債起債予定額一覧」
 - 「第1-2号様式 第三セクター等改革推進債の記載許可に係る協議書」
 - 「第2号様式 第三セクター等改革推進債の許可にかかる財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担の見通し等」を検証
- ◆ どのような効果を期待、また、その結果どのような将来見込みとなっているのかを紹介し、今後の評価に向けた情報を整理。
 - 全国の許可団体に対して照会をかけたところ、32事業について、「第1号様式」、「第1-2号様式」、「第2号様式」を得ることができた。
- ◆ 第2号様式1. には、各団体がどのように効果を考えているかが記載。
 - 項目の但し書きに当該第三セクター等に係る改革を行わない場合と比較して、当該地方公共団体の将来の財政負担がいくら軽減されるのか等について、可能な限り具体的かつ定量的に記入すること。」とあるが、筆者が入手したもののうち、定量的にその効果を示しているものは少ない。
- ◆ それらのうち、比較的、定量的に効果を記述しているものを紹介

個別事例から見る効果予測 1/4

- ◆ 大阪府 河内長野市の事例
- ◆ (効果額: 569百万円: 対標準財政規模: 2.7%: 利子軽減)

土地開発公社解散による効果額を10年間で316百万円としている。また、11年目以降、57百万円／年の収支改善効果を見込んでいる。これは、公社を存続させたときの利息等に10年間で569百万円かかるものと推計しているため、三セク債の10年間の利息額253百万円と比較し、算出したものである。

個別事例から見る効果予測 2/4

- ◆ 青森県 むつ市の事例
- ◆ (効果額: 年40百万円~50百万円: 負担の平準化)

むつ市は、「用地造成事業会計」の廃止により、「毎年の一時借入金利息の支払いに加え、累積した資金不足を早期に解消するためには、一般会計から多額の繰り出しが必要になる」としている。第三セクター等改革推進債を活用しない場合、「資金不足解消のためH24年度から年2億円を一般会計が繰り出すこととなるが、第三セクター等改革推進債を活用した場合は平準化されて年40百万円~50百万円の負担軽減となる」としている。

⇒一時期に集中する**負担の平準化(先送り)**を、**三セク債の効果**

個別事例から見る効果予測 3/4

- ◆ 神奈川県 三浦市の事例
- ◆ (効果額: 4,743百万円: 対標準財政規模: 49.3%: 利子軽減)

市土地開発公社の「最新の借入利率(市土地開発公社における金融機関からの借入利率)は年3.95%となっており、年間約243百万円の利子が発生することとなる。この債務を市の三セク債に切り替えた場合、年3.00%、償還期間20年とした場合には、総額2,243百万円の利子の削減が、年3.00%、償還期間30年とした場合には、総額4,743百万円の利子の削減が図られる見通し」としている。実際、償還期間30年で許可されている。

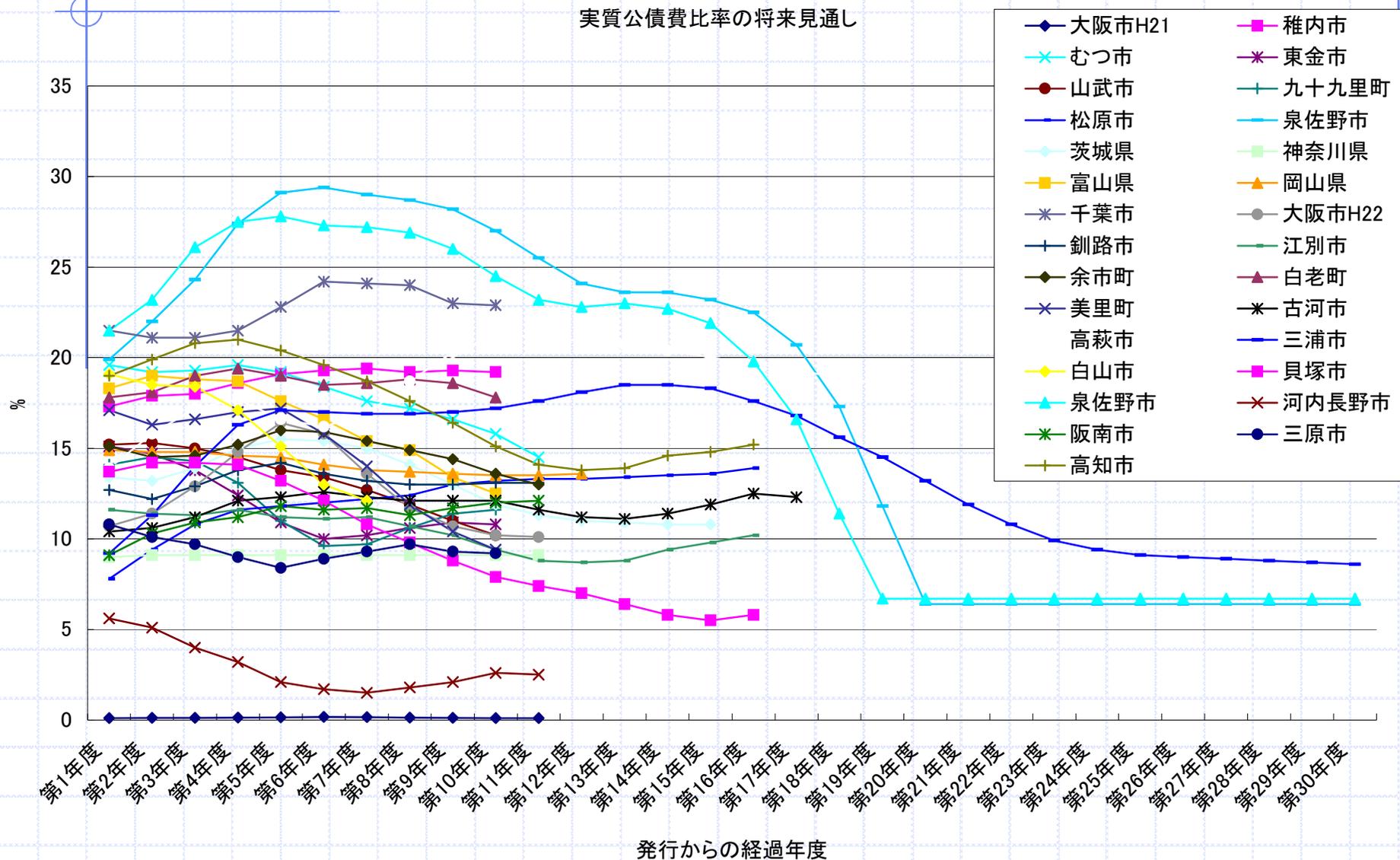
個別事例から見る効果予測 4/4

- ◆ 高知県 高知市の事例
- ◆ (効果: 利子軽減)

土地開発公社の土地について、毎年3億5000万円の土地買収の予算を計上し、少しずつ買収をしてきているとしているが、「このペースで買収を進めると、平成22年度においても買収予算の3億5000万円のうち、利息分として1億8000万円程度必要であるため、約64億円の有高の買収には、平成35年度をこえる期間が必要」としている。そして「公社での金利負担は、現在のところ2%程度であるが、本市の起債となれば、約1.1%程度で発行でき、利息の軽減効果もある。」とし、利息の軽減による支払い総額の圧縮が効果であるとしている。

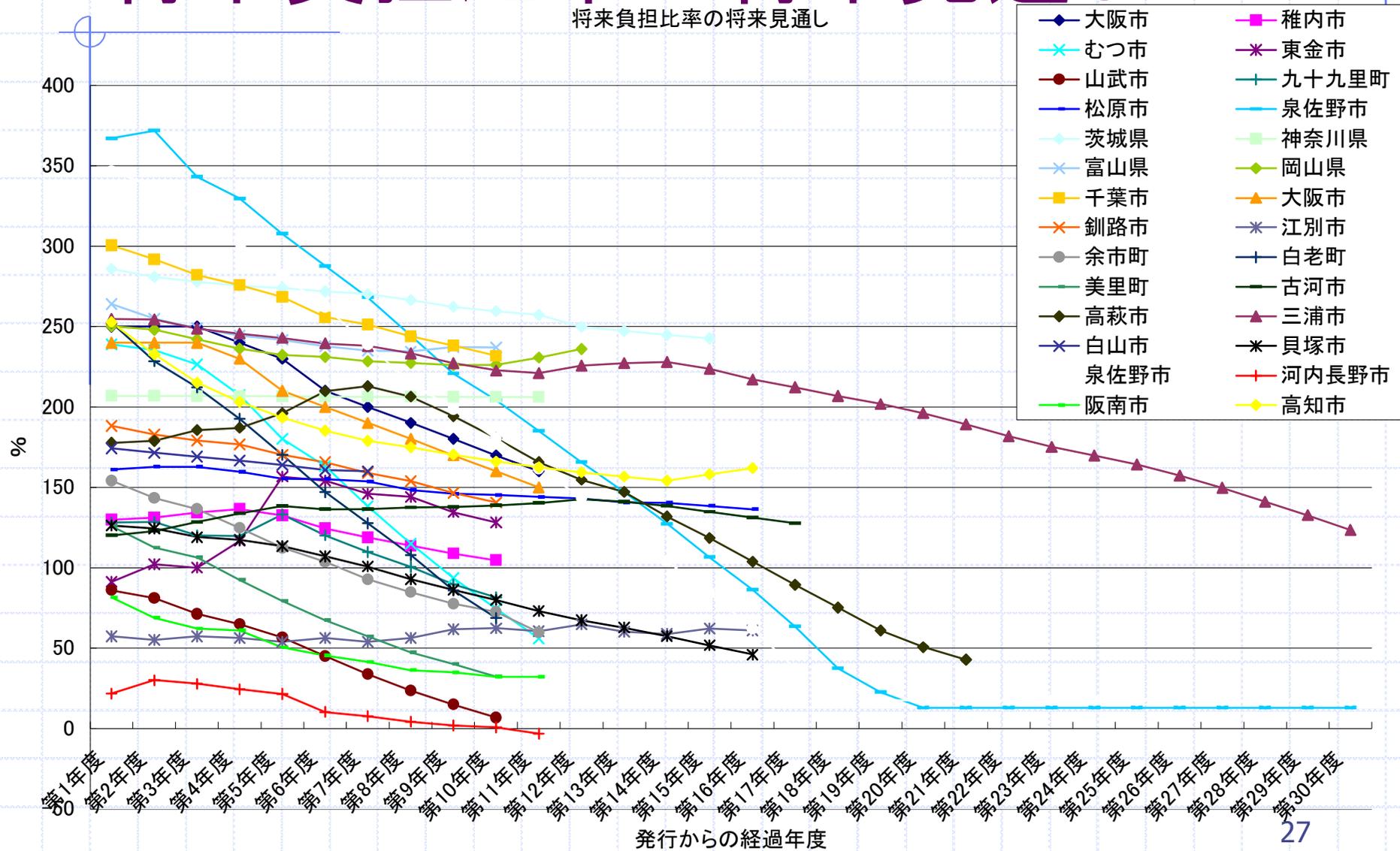
実質公債費比率の将来見通し

実質公債費比率の将来見通し



将来負担比率の将来見通し

将来負担比率の将来見通し



第三セクター改革推進債発行の要因分析

- ◆ どのような背景や特徴を持った自治体が三セク債の許可申請に至っているのかという視点から、三セク債発行の要因分析を行う。
- ◆ 現段階では、発行団体は、平成21年度に11団体12事業、22年度に27団体31事業、平成23年度に21団体23事業であり、いまだ数は限られている。
- ◆ 三セク債の発行要因分析として、二つの方法が考えられる。
 - 第一は、三セク債を発行した団体と、いまだ発行していない団体とを比較することで、その発行要因を分析する方法。⇒標本数が小さく、難しい。
 - 第二は、既に発行している団体の中で、許可額および処理額の相対的規模に着目し、比較分析する方法で。
 - 第二は、第1号様式、第2号様式などによる内部データなども揃っているため、統計的な分析に耐えるものになる可能性がある。また、将来負担額として積み重なっている対応すべき金額に対して、少ない許可額で対応している自治体があるならば、三セク問題の先送りをしているとも判断できる。
- ◆ ⇒本節では後者の観点から、既に発行した団体において、その大小に与える要因の仮説を検討することとする。

自治体の将来負担を改善する取り組みの格差とその要因

- ◆ 自治体の将来負担を改善する取り組みの格差は、「基準化した第三セクター等推進債許可額」で確認
- ◆ 三セク債発行の意義を高める要因
 - 財政健全化の面から、自治体の財政状態と金利設定
 - 組織改革の面からは、対象組織の経営実態が影響
- ◆ 三セク債を発行した場合に、その利率が高い⇒財政健全化からの効果は限定的⇒三セク債の金利は、発行の規模に影響
- ◆ 償還期間を長く設定することができれば、負担の平準化が可能となり、発行がしやすくなる面もある。
- ◆ 自治体に十分な基金があれば、三セク債に頼らずとも処理できる場合もある。
- ◆ 将来負担が多い団体では、さらなる借金は困難か。
- ◆ 問題を抱える第三セクター等は、これまで、政治的に処理が先送りされてきたものも多い。政治効果も考慮する必要。

要因仮説

- ◆ 1. 三セク債を発行する際、その利率が高いほど、三セク債発行を減少させる。
- ◆ 2. 償還期間が長いほど、負担が平準化されるため発行額を大きくすることができる。
- ◆ 3. 基金があるほど、三セク債の発行は抑制される。
- ◆ 4. 初年度の21年度より、2年目の22年度のほうが、準備期間があり先行例も見極められるため、発行規模が大きくなる。
- ◆ 5. 実質公債費比率が高いほど、財政の健全化の必要性から、発行を必要とする面がある一方で、発行の限界が近いことから、発行に制約がかかる面もある。符号は不定である。
- ◆ 6. (政治要因)首長が多くの政党に支持されているほど、改革に着手しやすく、三セク債の発行が大きくなることが考えられる。しかし逆を言えば、首長の政治的立場が曖昧ともいえるため、問題先送りのインセンティブが働くかもしれない。符号は不定である。

実証モデル

$$Y_i = \alpha_0 + X\beta + \varepsilon_i$$

$i = 1, 2, \dots, N$ 個体

- ◆ i : 地域(市町)
- ◆ Y : 自治体別の(標準財政規模で測った)三セク債許可額
- ◆ X : 各地域での産業構造などの制度外的外生要因と、制度的要因を表す変数のベクター
- ◆ β : 要因に関わる係数ベクター

データの出所1

被説明変数

- ◆「許可額／標準財政規模」:各市町の第3セクター等改革推進債の団体別許可額を、標準財政規模で除した値
- ◆「許可額／将来負担額」:第3セクター等改革推進債の団体別許可額を、将来負担率の算定の基礎となる将来負担額で除した値。

総務省「第三セクター等改革推進債に係る許可額」(平成21、22年度)

総務省「平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率」元データ

データの出所2

説明変数

- ◆ 三セク債利率・償還期間:各市町担当課「第1号様式 第三セクター等改革推進債起債予定額一覧」に記載の各団体別の三セク債利率と償還期間
- ◆ 「基金／標準財政規模」:総務省「平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率」元データより、将来負担額の算定において将来負担額より差し引かれる基金額を、標準財政規模(平成20年度)で除した値。
- ◆ 将来負担比率、実質公債費比率:総務省「平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率」
- ◆ 65歳以上人口比率:「住民基本台帳人口」
- ◆ 首長の支持・推薦政党数:『全国首長名簿2008年版』(地方自治総合研究所)
- ◆ 第1次産業比率:国勢調査
- ◆ 22年度許可ダミー:第三セクター等改革推進債の許可が22年度である場合を1

推定結果

推計式	1	2	3	4
被説明変数	許可額/将来 負担額	許可額/将来 負担額	許可額/将来 負担額(地方 債除く)	許可額/将来 負担額(地方 債除く)
三セク債利率(%)	-0.1520446 * (0.075)	-0.1267675 (0.105)	-0.1002991 ** (0.044)	-0.0891146 ** (0.045)
償還期間(年)	0.0225364 *** (0.003)	0.0197046 *** (0.002)	0.0145644 *** (0.001)	0.0133114 *** (0.001)
基金/標準財政規模	-0.0567166 (0.748)	-0.1381288 (0.419)	-0.125181 (0.25)	-0.1612039 (0.132)
将来負担比率	-0.0011968 *** (0.001)	-0.001139 *** (0.001)	-0.0005659 *** (0.005)	-0.0005402 *** (0.002)
実質公債費比率	-0.0032741 (0.685)	-0.0123375 (0.127)	-0.0045261 (0.408)	-0.0085364 * (0.077)
65歳人口比率	0.0222701 (0.199)	0.0237837 (0.148)	0.0209441 ** (0.041)	0.0216138 ** (0.029)
首長・議会の政党合致度(自民)	-0.0003396 (0.916)	-0.0037823 (0.223)	-0.0027552 (0.101)	-0.0042785 *** (0.009)
公営企業ダミー	-0.0991489 (0.149)		-0.0438709 (0.188)	
定数項	-0.3419113 (0.22)	-0.2198678 (0.499)	-0.336125 ** (0.04)	-0.2821238 (0.108)
サンプル	20	20	20	20
R2	0.816	0.7821	0.8388	0.8246

分析結果

- ◆ 三セク債利率は、マイナスに有意
 - 三セク債の利率が低いほど将来負担額の縮減努力の取り組みが促進されていることを示している。
 - 三セク債の金利は、入手できた第1号様式に限っても「1.8%」から「10%以内」と自治体別の格差が大。
 - 総務省には、三セク債の発行利率を下げられるような支援策（例えば、金融機関とのマッチング支援）が望まれる。
- ◆ 償還期間については、全ての推計式において、有意にプラス
 - 償還期間の長期化により、三セク債の発行が容易になっていることが推察される。基本的に10年償還と決められているが、より長期の償還期間を設けることで、負担の平準化が可能となる。
- ◆ 将来負担比率については、全ての推計式において有意にマイナス
 - 将来負担比率は、債務発行で影響を受けないはずであり、将来負担額が大きい自治体においては、他の自治体よりも三セク債の利用が加速されると思われるが、推計結果は、そもそも将来負担比率が大きいために、将来負担額で基準化された三セク許可額は、他の自治体と比較して、大きいものではないことを示している。

要因分析のまとめ

- ◆ 三セク債発行規模に対して、
 - ① 三セク債利率が影響
 - ② 三セク債償還期間が影響
 - ③ 将来負担比率が影響

した可能性があることがデータを用いた実証分析によって明らかとなった

まとめ 1/2

- ◆ 三セクター等改革推進債の財政規模に占める許可額の実態を見た結果、自治体間でばらつきがあることがわかった。地域の特殊性が、発行につながっていることが推察された。
- ◆ 現段階では土地開発公社や病院事業会計等、問題意識が高かった部分での発行が多いが、第三セクターである株式会社法人にも課題が多く、課題解決に向けた三セク債の活用が期待される。
- ◆ 次に、その「効果」の検討として、データの制約から、三セク債発行により予想される効果を検討。
- ◆ 事例から、予想される効果としては、調達金利の低下による財政健全化(将来負担比率の低下)および、負担の平準化にあることが分かった。ただ、本来、三セク債の発行で期待された組織改革の効果は、十分議論されていないこともわかった。

まとめ 2/2

- ◆ 最後に、本稿ではこの観点から、団体別の規模を考慮した、各市町の第3セクター等改革推進債の団体別許可額被説明変数とする要因分析を行った。
- ◆ 結果、三セク債の利率が低いほど三セク債の活用が促進されていること、償還期間の長期化により、三セク債の発行が可能となっていることがわかった。また、将来負担比率が既に高い自治体において三セク債の活用が困難となっていることもわかった。また、2年目に三セク債を申請した自治体において、三セク債の発行が大きくなり、活用が進んでいることが分かった。

本研究に残された課題

- ◆ 現時点では、データの蓄積が完全ではないため、今後、精緻な実証分析に耐えられるサンプルの作成が必要。
- ◆ 本研究における実証分析は、既に発行している団体の中で、許可額および処理額の相対的規模に着目し、比較分析する方法をとったが、今後、三セク債の活用が進み、発行団体数が増えれば、三セク債を発行した団体と、いまだ発行していない団体とを比較することで、その発行要因を分析することも可能となろう。
- ◆ 三セク債の政策評価を行うために、組織改革の面も含めて、三セク債の発行によってどのようにサービスが変化し、社会にどのように効果を及ぼしたのかを検証することも重要であろう。以上は、今後の課題としたい。